

## 稲敷学生応援地域特産品給付事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、故郷を離れ市外で暮らす本市出身の学生等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、帰省等の移動の自粛及びアルバイト等による生活費の確保が困難となっている学生等に対する地域産品を活用した応援物資の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 事業支援対象者は、令和2年4月2日現在において、本市を離れ市外で暮らしている18歳以上の大学生及び専門学校生等(以下「学生」をいう。)

(事業対象期間)

第3条 事業対象期間は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までとする。

(事業対象経費)

第4条 交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 応援物資購入に要する経費
- (2) 応援物資を送付するための郵送料

(事業の対象物)

第5条 事業対象物は、次に掲げる物とする。

- (1) 新米5キログラム
- (2) いなのすけマスク2枚

2 第2条に規定する学生1人に対し、1回限り給付するものとする。

(申請手続等)

第6条 申請者は、稲敷学生応援地域特産品給付申請書(様式1号。以下「申請書」という。)に学生証の写し又は在学証明書の写し及び身分証明書の写しを添えて提出するものとする。

2 申請者は、次に掲げる施設に申請書を提出するものとする。

- (1) 稲敷市役所まちづくり推進課
- (2) 東支所
- (3) 新利根公民館
- (4) 桜川公民館

3 申請の受付は、令和2年12月18日までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

ただし、前項第3号及び第4号の施設においては、月曜日も受付しないものとする。

4 申請者は、市役所から応援物資が届く事を学生に伝えるものとする。

（配達）

第7条 市は、ゆうパックにより配達するものとする。

（郵便小包料等の支払方法）

第8条 市は、配達依頼事業者より請求があつてから14日以内に指定の口座へ振り込むこととする。

（証拠書類の保存）

第9条 市は、事業に係るその他の証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。